最終更新日：2016年6月27日
株式会社八十二銀行
取締役頭取　湯本昭一
問合せ先：企画部長　舟見英夫　　電話番号：026-227-1182
証券コード：8359
http://www.82bank.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当行では、経営理念「健全経営を堅持し、もって地域社会の発展に寄与する」を実現するために、当行が行う全ての企業活動を律し、八十二銀行グループの存続および企業価値の向上と社会的責任を果たすための基本原則として、「コーポレートガバナンス原則」を定め公表しております。
「コーポレートガバナンス原則」においては、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」の各ステークホルダーに対する基本姿勢および企業統治、法令遵守と企業倫理、情報開示に係る基本姿勢等を定めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

当行はコーポレートガバナンス・コードの趣旨を尊重し、各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

[原則1－4]
〇政策保有に関する方針
当行は、取引先の成長および地域経済の発展や、当行事業戦略の充実および経営戦略上の関係維持など、当行および取引先の中長期的な企業価値の維持・向上に資すると認められる場合には、政策株式を保有します。取締役会は、主要な政策保有株式についての中長期的な経済合理性や将来の見通しについて毎年報告を受け、これを検証します。
〇政策保有株式に係る議決権行使に関する基準
議決権行使にあたっては、その議案の内容を精査し、株式価値の向上に資するものか否かを検証したうえで賛否を総合的に判断し、権限規程に基づく決裁手続きを経て議決権を行使いたします。なお、重要な議案に対する議決権行使の結果については取締役会に報告します。

[原則1－7]
当行は、当行が役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合において、かかる取引が会社および株主共同の利益を害することのないよう、以下の体制を整備しております。
・取締役会は、「コンプライアンス基本方針」および「コンプライアンス・マニュアル」を定め、コンプライアンス遵守および株主の権利行使に関する利益供与の禁止を周知徹底しております。
・コンプライアンスの遵守状況等については、定期的および必要に応じて随時、取締役会および経営会議が報告を受け、監視を行っております。
・当行と取締役との競業取引および利益相反取引については、「取締役会規程」において取締役会の承認事項として明示し、取締役会においては実際の個別取引にかかる承認または報告の受領を通じて、また監査役においては「監査役監査基準」に基づき監視を行っております。

[原則3－1]
（1）経営理念を本報告書「1-1．基本的な考え方」および当行ホームページに記載しておりますのでご参照ください。
（コーポレートガバナンス原則：https://www.82bank.co.jp/hp/menu000006100/hpg000006086.htm）
また、「第30次長期経営計画」を当行ホームページに記載しておりますのでご参照ください。
（第30次長期経営計画：https://www.82bank.co.jp/hp/menu000004200/hpg000004113.htm）

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針を本報告書「1-1．基本的な考え方」に記載しているほか、「コーポレートガバナンス原則」を当行ホームページに記載しておりますのでご参照ください。
（コーポレートガバナンス原則：https://www.82bank.co.jp/hp/menu000006100/hpg000006086.htm）

（3）「役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針」を本報告書「2-2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）」に記載しているほか、有価証券報告書（平成28年6月27日提出）に記載しておりますのでご参照ください。
（有価証券報告書：http://www.82bank.co.jp/hp/menu000000500/hpg000000480.htm）

（4）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続は以下の通りです。
・方針について
当行は、取締役会がその役割・責務を実効的に果たすためには、取締役会を構成するメンバーとして当行の業務やその課題に精通する者が一定数必要であることに加え、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することも重要であると考えております。
このような観点から、当行は、当行の業務やその課題に精通する者を一定数経営陣幹部その他の業務執行取締役候補者として指名するほか、多様な知見やバックグラウンドを有する候補者を、社外取締役・社外監査役候補者として指名することを基本方針としております。
また、当行は、取締役会における実質的な協議・検討の機会を確保するとともに、意思決定の迅速性を重視する観点から、取締役・監査役の員数を定款にてそれぞれ12名以内、6名以内と定め、現状、10名の取締役と5名の監査役を選任しております。

・手続について
取締役候補者については、代表取締役による合議を経て、頭取が同候補者を取締役会に推薦し、取締役会にて決定しております。なお、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会への候補者推薦にあたっては、社外取締役の助言を得ております。
監査役候補者については、代表取締役による合議を経て頭取が同候補者を監査役会に推薦し、監査役会の同意を得た上で、取締役会にて決定しております。なお、監査役会は、監査役監査基準を制定し、監査役候補者の選定への同意に当たっては、業務執行者からの独立性確保、公正不偏の態度保持等の観点より監査役としての適格性を慎重に検討しております。

（5）取締役候補者等の選任理由を当行ホームページに記載しておりますのでご参照ください。

（第133期定時株主総会招集ご通知：http://www.82bank.co.jp/hp/menu000005300/hpg000005222.htm）

[補充原則4－1－1]
取締役会は、取締役会規程を制定し、法令上、取締役会における決議事項とすることが定められている事項、並びに、これに準ずる事項として、その重要性および性質等に鑑み取締役会における決議事項とすることが適当であると認められる事項を取締役会付議事項として規定しております。
また、取締役会は、経営会議規程を制定し、「取締役会に付議すべき議案の作成ならびに全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議または決定」を経営会議の役割と定め、経営会議付議事項を規定しております。

[原則4－8]
上記[原則3－1](4)記載の方針および会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会を構成するメンバーの知識・経験・能力の多様性を確保することが重要であると考えており、様々な知見およびバックグラウンドを有する複数の独立社外取締役を選任しております。

[原則4－9]
社外取締役候補者の選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「独立性判断基準」により判断しております。

〇独立性判断基準
当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
(1)当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(2)当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(3)当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
(4)当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
(5)当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(6)当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(7)次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
・上記(1)～(6)に該当する者。
・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。
※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
※「主要な取引先」の定義
直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
※「法人等」の定義
法人以外の団体を含む。
※「多額」の定義
過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
※「近親者」の定義
二親等以内の親族。
※「重要でない者」の定義
会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要」な者とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

[補充原則4－11－1]
上記[原則3－1](4)に基づく開示をご参照ください。

[補充原則4－11－2]
取締役および監査役の重要な兼職の状況を「株主総会招集ご通知」の添付書類「事業報告」において開示しております。
（第133期定時株主総会招集ご通知：http://www.82bank.co.jp/hp/menu000005300/hpg000005222.htm）

なお、本報告書提出日現在、取締役および監査役の他の上場会社役員の兼任状況は以下の通りです。
[兼任状況]
・宮下　浩
株式会社有沢製作所監査役（社外監査役）
・門多　丈
株式会社FPG取締役（社外取締役）

[補充原則4－11－3]
当行は、毎年、当行の取締役会の規模・構成・運営方法・審議状況・支援体制その他の取締役会がその役割・責務を果たす上で重要と考えられる事項について、各取締役・監査役の自己評価を踏まえ、取締役会の実効性について分析・評価を行うとともに課題の共有化を図っております。その結果の概要（27年9月実施分）は以下の通りです。
・取締役会の規模・構成は概ね適正であるが、独立取締役を複数名選任していく必要がある。
・取締役会の運営について、議案選定・資料配布等に係る改善の余地はあるものの、審議に関しては自由闊達かつ本質的な議論が行われている。
・全体として取締役会は十分に機能しているが、社外役員の支援体制のレベルアップ等を通じ、一段の実効性強化を図っていく必要がある。

[補充原則4－14－2]
当行は、各取締役・監査役による自己研鑽を奨励するとともに、個々の取締役・監査役が、その役割・責務を適切に果たしていくうえで必要な知識・情報を取得、更新することができるよう、外部機関が提供する講習なども含め必要なトレーニングの機会を提供、斡旋し、その費用の支援を行っております。

[原則5－1]
当行は、以下の方針に基づき、株主の皆さまからの対話（面談）の申込みに対して前向きに取組んでおります。
(1)当行における株主の皆さまとの対話（面談）については、企画部が担当し、IR担当者を配置しております。また、株主の皆様さまとの対話（面談）に関しては、企画部が取締役頭取、企画部担当取締役と対応方法を検討し、適切に対応しております。

(2)当行においては、企画部に経営企画グループと主計室を配置し、決算等の開示・説明において連携して対応しております。

(3)当行においては、投資家向け説明会や個人投資家向け説明会などを開催し、個別面談以外の対話の手段を充実させております。

(4)当行は、株主・投資家の皆さまとの対話において把握された意見や懸念は、その重要性や性質に応じ、適切に経営陣幹部や取締役会に報告しております。

(5)当行は、インサイダー取引防止に係る規程を整備するなど、適切な情報管理態勢を整備しております。また、当行に関する重要情報については、適切かつ公平にこれを開示することとし、実質的な平等性を確保すべく努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,364,216	3.98
明治安田生命保険相互会社	17,867,198	3.49
日本生命保険相互会社	17,000,937	3.32
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	16,616,135	3.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	11,994,000	2.34
信越化学工業株式会社	11,830,591	2.31
昭和商事株式会社	11,820,000	2.31
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	11,441,701	2.23
東京海上日動火災保険株式会社	9,598,174	1.87
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,239,000	1.61

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
草間　三郎	他の会社の出身者											
田下　佳代	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
草間　三郎	○	当行は草間氏と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 当行は草間氏の出身元会社（セイコーエプソン株式会社）と預金、貸出金等の通常の取引および資本取引があります。また、草間氏が理事長を務める公益財団法人サイトウ・キネン財団と預金等の通常の取引があるほか、同公益財団法人への寄付を行っております。 上記の取引およびは寄付は、当行が公表している独立性判断基準を満たしており、また、その規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	セイコーエプソン株式会社での経営者としての長年の経験および幅広く高度な経営についての見識を活かし、経営監督機能の一層の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
		当行は田下氏と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引	

田下　佳代	○	であります。 　上記の取引は、当行が公表している独立性判断基準を満たしており、また、その規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。 　田下氏は、当行連結子会社であるやまびこ債権回収株式会社において、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士（非業務執行取締役）を務めておりますが、2016年6月28日付で退任する予定であります。	弁護士としての高度な法律的専門知識および債権管理回収業を営むやまびこ債権回収株式会社での取締役弁護士（非業務執行取締役）としての職務経験を活かし、経営監督機能の一層の強化が期待できることから社外取締役に選任しております。 　また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	6 名
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

　会計監査人には定期的または必要に応じて監査役会への出席・報告を求めております。
　監査役監査を実施するにあたり、常勤監査役は、会計監査人との間で定期的にミーティングを実施しているほか、会計監査人監査への立会いを行っております。また、内部監査部門とは、同部門が毎月開催する内部監査報告会への出席、内部監査部門長等からの定期的聴取や内部監査部門監査への立会い等を通じ、随時情報交換を行っております。
　監査役・内部監査部門・会計監査人は、概ね3ヶ月毎に三様ミーティングを実施し、十分な連携を確保しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
門多　丈	他の会社の出身者													
和田　恭良	その他													
山沢　清人	学者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
門多　丈	○	当行は門多氏と取引がありますが、取引内容は通常の預金取引および貸出取引であります。 当行は門多氏の出身元会社（三菱商事株式会社）と預金、貸出金等の通常の取引および資本取引があります。 上記の取引は、当行が公表している独立性判断基準を満たしており、また、その規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	三菱商事株式会社での国際金融と企業投資に関する豊富な経験およびコーポレート・ガバナンスに関する高度な見識を活かし、経営の監査機能の一層の強化が期待できることから社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
和田　恭良	○	当行は和田氏と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 当行は門多氏の出身元地方自治体（長野県）と指定金融機関としての取引のほか、預金、貸出金等の通常の取引があります。また、和田氏が理事長を務める社会福祉法人長野県社会福祉事業団と預金等の通常の取引があります。 上記の取引は、当行が公表している独立性判断基準を満たしており、また、その規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	長野県社会部長、同環境部長、同副知事等を歴任しており、豊富な行政経験と高い見識を活かし、経営の監査機能の一層の強化が期待できることから社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。
山沢　清人	○	当行は山沢氏と取引がありますが、取引内容は一般預金者としての通常の取引であります。 当行は山沢氏の出身元大学（国立大学法人信州大学）と預金、貸出金等の通常の取引があります。また、同国立大学法人への寄付を行っております。 上記の取引および寄付は、当行が公表している独立性判断基準を満たしており、また、その規模・性質等に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから概要の記載を省略します。	国立大学法人信州大学の前学長であり、豊富な学識経験と高い見識を活かし、経営の監査機能の一層の強化が期待できることから社外監査役に選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立性基準および当行が定める独立性基準に照らし、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断されるため、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。また、社外取締役候補者または社外監査役候補者の選任にあたっては、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提としつつ、以下の「独立性判断基準」により判断しております。

○独立性判断基準
当行における社外取締役候補者または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とする。
(1)当行を主要な取引先とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(2)当行の主要な取引先、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(3)当行から役員報酬以外に、多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
(4)当行を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所および法律事務所等の社員等。
(5)当行から、多額の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(6)当行の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
(7)次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者。
・上記(1)～(6)に該当する者。
・当行およびその子会社の取締役、監査役、執行役員および重要な使用人等。

※「最近」の定義
実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
※「主要な取引先」の定義
直近事業年度の連結売上高（当行の場合は連結業務粗利益）の1%超を基準に判定する。なお、IFRS適用企業を対象とする場合は、収益（売上収益）の1%超を基準に判定する。
※「法人等」の定義
法人以外の団体を含む。
※「多額」の定義
過去3年平均で、年間1,000万円超。ただし、公益を目的とする事業を行う法人（「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に基づいて設立される法人に限る）に対する寄付の場合を除く。
※「近親者」の定義
二親等以内の親族。

※「重要でない者」の定義
　会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士などを「重要」な者とし、そうでない者を「重要でない者」とする。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度
(1)2008年6月25日開催の定時株主総会において、当行取締役に対し、従来の賞与に代わり、当期純利益を基準とした業績連動報酬を導入することを決議いたしました。
(2)これは、業績と連動する報酬枠の設定により、取締役の業績向上への貢献意欲や士気を高めることを目的としたものです。

ストックオプション制度
(1)2008年6月25日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、当行取締役に対し、「株式報酬型ストックオプション(行使価格を1円に設定したストックオプション)」を割り当てることを決議いたしました。
(2)これは、当行の業績と株式価値の連動性をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的としたものです。

ストックオプションの付与対象者	その他

該当項目に関する補足説明

当行では、本制度によりストックオプションを割り当てる対象を、業務を執行する取締役としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

個別報酬の開示はしていない。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【2015年度における取締役の報酬等の内容】
取締役の報酬等
1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数
　役員区分:取締役
　員数　:　12名
　報酬等の総額　:　346百万円
　　うち基本報酬(確定金額報酬)　:　200百万円
　　うち業績連動型報酬　:　70百万円
　　うちストックオプション報酬　:　75百万円
2. 提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等
　連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
3. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの
　使用人兼務役員は存在しないため、該当ありません。

【算定方法の決定方針】
　当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。
　確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

・社外取締役に対するサポートは、企画部及び秘書室が担当しております。また、社外監査役に対するサポートは、監査役会事務局が担当しており、同事務局には専従の当行使用人を配属しております。
・取締役会の開催に際しては、社外取締役および社外監査役に資料を原則として事前配布するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

(1)業務執行、監督に係る事項

当行は取締役会の他に、取締役会の下位機関として経営会議を設置し、日常的な業務執行の決定並びにそれら業務執行の監督に当たらせております。経営会議には、執行業務の内容に応じ特定目的会議として、ALM・統合リスク管理会議、コンプライアンス・オペレーショナルリスク会議、融資管理会議を設けております。

取締役会は、いずれも営業店長や本部部長を経験し、社外の経済・産業や社内の業務に通暁した社内取締役8名及び社外取締役2名で構成しており、経営会議は常務取締役以上で構成しております。

取締役会は取締役会規程に基づき原則毎月1回以上開催し、実質的な議論を行なうとともに、相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行体制を確保しております。また、経営会議は経営会議規程に基づき原則毎週開催し、経営上の重要事項について協議・決定するほか、その事前審議を経て取締役会において執行決定を行っております。

(2)監査に係る事項

ア. 監査役監査の組織、人員及び手続き

取締役の業務執行を監査する機関として監査役を設置しており、監査役会は、社外監査役3名を含めた5名体制で構成しております。

監査役会は、監査役会規程に基づき原則月1回開催しております。各監査役は取締役会に出席し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監査を行っております。常勤監査役は経営会議に出席するとともに、取締役等の日常的な職務執行や内部統制の整備・運用状況などについて営業店往査等を含め諸問題を検証し、適切な提言・助言を行うことによって、厳正な監査を行っております。

また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針や対処すべき課題などについて意見交換を行っております。

イ. 内部監査の組織、人員及び手続き

内部監査部門は取締役会の直属組織とし、約40名体制としております。取締役会は、年度内部監査方針を決定し、それに基づき内部監査に当たらせ、四半期毎に内部監査状況について報告を受けております。

ウ. 監査役の機能強化に向けた取組み状況

(ア)監査役監査を支える人材・体制の確保状況

内部監査部門長及び内部統制部門長から定期的に聴取を実施し、密接に連携を図っております。また、執行部門から独立した組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助すべき使用人1名を当行使用人のなかから監査役会事務局に配属しております。

(イ)独立性の高い社外監査役の選任の状況

コーポレート・ガバナンス、地方行政、大学運営および産学連携等に関する専門的知見を有し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない独立性を有する方を社外監査役に選任しております。

(ウ)財務・会計に関する知見を有する監査役の選任状況

長年の営業店長、本部部長経験の中でお取引先企業への融資案件、当行の投資案件等を審査し、財務・会計に関する知識を有する者を常勤監査役に選任しております。

エ. 社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

組織的かつ効率的な監査を実施するため、取締役の日常的な職務執行監査は主として常勤監査役がこれに当たり、客観的視点に立った取締役の職務執行監査は、主として社外監査役が独立の立場からこれに当たっております。

社外監査役は、監査役会において、常勤監査役から内部監査、監査役監査及び会計監査の状況並びに内部統制部門からの統制状況に関する報告を受け、適切な提言・助言を行っております。また、会計監査人の監査計画及び年度監査実施状況に関しては、常勤監査役のほか社外監査役もミーティングに出席し、意見交換を行っております。

(3)指名、報酬決定等の機能に係る事項

取締役の選任に関しては、取締役会の承認を経て株主総会に候補者選任の議案を上程しております。監査役の選任に関しては、監査役会の同意を得た後、取締役会の承認を経て株主総会に候補者選任の議案を上程しております。なお、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化する観点から、取締役会への候補者推薦にあたっては、社外取締役の助言を得ております。

当行の取締役の報酬につきましては、確定金額報酬、業績連動型報酬、ストックオプション報酬の3つからなっております。確定金額報酬は月額25百万円以内、業績連動型報酬は当期純利益を基準として支給すること、ストックオプション報酬につきましては株式報酬型ストックオプションとし、新株予約権を年額100百万円以内の範囲で割り当てることが株主総会で定められております。それぞれの報酬額の配分は取締役会の協議に基づき決定しております。

監査役の報酬につきましては、確定金額報酬からなっております。確定金額報酬額につきましては、月額8百万円以内とすることが株主総会で定められており、報酬額の配分は監査役の協議に基づき決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当行は、業務執行の決定及び取締役の職務執行の監督を行う機関と、取締役の職務執行を監査する機関は、牽制関係を維持するうえで組織上独立しておくべきと考え、監査役会設置会社の体制を採用しております。更に一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役・社外監査役を独立役員として配置しております。

監査役には当行での業務経験豊かな常勤監査役2名とコーポレート・ガバナンス、地方行政、大学運営および産学連携等に高い経験や専門知識を有する社外監査役3名で構成され、取締役会から独立した立場で、会計監査人や内部監査部門とも連携して取締役の職務執行を適切に監査しております。

また、経営者、弁護士としての長年の経験を有する社外取締役2名を選任し、幅広く高度な経営についての視点を当行の経営の意思決定に反映させ、経営監督を強化する役割を担っております。

以上により、相互に牽制する体制が取られており、監査・監督機能も十分発揮されているため、当行の体制は適正なコーポレート・ガバナンスを確保していると判断し、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日と同一の日における株主総会の開催は回避しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等による議決権の行使を可能としております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	定時株主総会の招集通知(要約)の英訳版を作成しております。
その他	株主総会運営においてビジュアル化を進め、株主の皆様にわかりやすい株主総会に努めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、主に証券会社を通じて長野県内にて会社説明会を開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年に2回、東京にて会社説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IR資料をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画部経営企画グループに専担者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「コーポレートガバナンス原則」によりステークホルダーの立場の尊重について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ディスクロージャー誌のCSRレポートで当行の活動状況を報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンス原則」によりステークホルダーに対する情報提供について規定しております。
その他	＜女性の活躍の方針・取組に関して＞ 当行では、「性別・家庭環境によらず皆が活躍できる組織に」をスローガンに、女性の管理職登用や多様なセクションへの配属を積極的に進めています。また、その前提となる取組として、育児休業から職場への復帰を支援する体制や育児等で退職した職員を再雇用する制度を設けているほか、共働き夫婦の勤務地に配慮した人事異動、託児費用援助、時間単位有給休暇など仕事と育児の両立を後押しする体制を整備しています。 2015年4月にスタートした3ヵ年の長期経営計画では、2017年度末に(2015.4.1比)「女性管理職数40%増加を目指す(女性管理職比率は15%程度)」を掲げました。今後多様な能力、価値観・発想を持った人材の育成と活躍できる環境づくりを推し進めていきます。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

（1）企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。

（2）取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。

（3）「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。

（4）コンプライアンス方針規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。

（5）法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。

（6）内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

（1）取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報資産保護方針規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。

（2）情報資産保護方針規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（1）損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生のリスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。

（2）リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。

（3）新たな損失発生のリスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（1）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、常務取締役以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。

（2）取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

5. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

（1）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。

（2）連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。

（3）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。

（4）連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

（1）執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。

（2）監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。

（3）監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。

（4）監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

7. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

（1）当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。

（2）当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。

（3）内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。

（4）前項（2）または（3）による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

8. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

（1）監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

（2）監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

9. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

（1）当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な

報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
（2）監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。
（3）監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

（1）当行の反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は次のとおりです。
当行は、反社会的勢力に対して次の事項を遵守し、当行に対する信頼を維持し、業務の適切性及び健全性の確保に努めます。
ア．社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断します。
イ．社会的良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力との接点を排除します。
ウ．反社会的勢力による不当要求等に対しては、外部機関と積極的に連携しながら組織として対応し、これを拒絶します。
（2）当行の反社会的勢力排除に向けた整備状況は次のとおりです。
反社会的勢力との関係を遮断・排除し、業務の適切性及び健全性を確保するため、反社会的勢力対応統括部署を設置し、反社会的勢力に関する情報の収集・分析・一元的管理、対応マニュアル等の整備・周知徹底等を図っております。
取締役会等は、反社会的勢力への対応状況について半期毎に報告を受け検証しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当行の適時開示体制の概要は以下のとおりです。

(1)基本姿勢の周知・啓蒙

当行は、「お客さま」「株主」「職員」「地域社会」の各ステークホルダーに対する基本姿勢及び企業統治、法令遵守と企業理念に係る基本姿勢を定めた「コーポレートガバナンス原則」において、情報開示に関する基本姿勢を以下のとおり定め、社内全体に周知・徹底しております。また、適時開示の実施に当たっては、常務取締役以上で構成される経営会議にて決定しております。

【情報開示の体制整備に関する基本姿勢】

公開会社として迅速かつ正確な情報開示を行う責任と義務を負い、情報の開示事項に関する適正性・公平性・迅速性を確保するため、情報開示体制を整備する。

【適時適切な情報開示に関する基本姿勢】

会社の財務状況、経営成績、会社の経営実態に関する重要事項及びその他の事項について、事実に基づき適時かつ適切に開示し、株主及びその他の利害関係者に対する説明責任を果たす。

【情報アクセス機会の確保に関する基本姿勢】

開示情報に対し、株主及びその他の利害関係者が公平かつ容易にアクセスできる機会の確保に努める。

(2)当行の適時開示に関する特性・リスクの認識・分析

法令等により開示が義務付けられている情報の他に、当行の経営に重大な影響を与える事項として、任意に開示すべき経営情報の類型として以下の4点を定め、開示の要否、開示の実施について、常務取締役以上で構成される経営会議にて決定しております(緊急の場合に頭取が開示要否を決定する場合を除く)。

・当行の戦略・施策に係る情報
・事故調査(特別)委員会が設置された場合における事故・不祥事件等の情報
・非常事態対策委員会が設置された場合における非常事態の情報
・顧客情報の漏えい等に関する情報

(3)適時開示業務を執行する体制

ア. 開示担当組織

開示に関する統括部署を、開示業務と密接に関連するIR、決算業務を掌る企画部とし、以下の役割を担わせております。

(ア)当行における情報開示態勢の整備
(イ)情報開示にかかる内容確認・手続き対応、及び本部各部・室・センター・営業店(以下「各部店」という)及びグループ法人への対応協議・要請
(ウ)報道機関等の窓口とし、取材等対応を行うほか各部店に取材等への対応を要請
(エ)情報開示後の内容確認・検証及び内容相違時の対応

イ. 適時開示手続

開示手続について定めた情報開示規程を整備し、行内へ周知・徹底するとともに、下記の適時開示手続に関する体制を整備しております。

(ア)情報収集プロセス

・決定事実に関する情報
当行の取締役会等の決定事項につきましては、取締役会の事務局を担う企画部が把握しております。グループ法人の取締役会等の決定事項につきましては、取締役会議事録を企画部に提出する体制としております。

・発生事実に関する情報
当行で適時開示に該当する事項が発生した場合は、迅速に企画部に報告する体制としております。また、グループ法人で適時開示に該当する事項が発生した場合は、迅速に企画部に報告する体制としております。

・決算に関する情報等
当行の営業店及び本部各部並びにグループ法人の決算作業及び報告等に基づき、企画部が中心となり、決算計数及び決算情報を作成しております。

(イ)分析・判断プロセス

・決定事実に関する情報、発生事実に関する情報
東京証券取引所の適時開示規則に則り、経営会議が開示の要否を決定しております(緊急の場合に頭取が開示要否を決定する場合を除く)。開示する場合は、企画部が開示資料の内容確認を行っております。

・決算に関する情報等
決算(含む四半期)に関する情報は取締役会決議後に、速やかに開示しております。業績予想の修正等は、業績予想に重要な影響を与えることが明らかとなった時点で、速やかに開示しております。

(ウ)公表プロセス

経営会議は開示資料の公表にあたり、明瞭かつ十分な情報の公表を行うこと、一部の投資家だけに有利とならないよう配慮しております。また、法令等により開示が義務付けられている情報以外であっても、当行の経営に重大な影響を与える経営情報については積極的に公表するよう努めております。

(4)モニタリング

内部監査部門が、適時開示業務の執行部署からは独立した立場からの内部監査を実施し、業務運営上の適切性・有効性を検証しております。また、監査役会、会計監査人も、経営全般の見地より、適時開示全般に渡るモニタリングをそれぞれ実施しております。

コーポレートガバナンス体制



内部統制システム

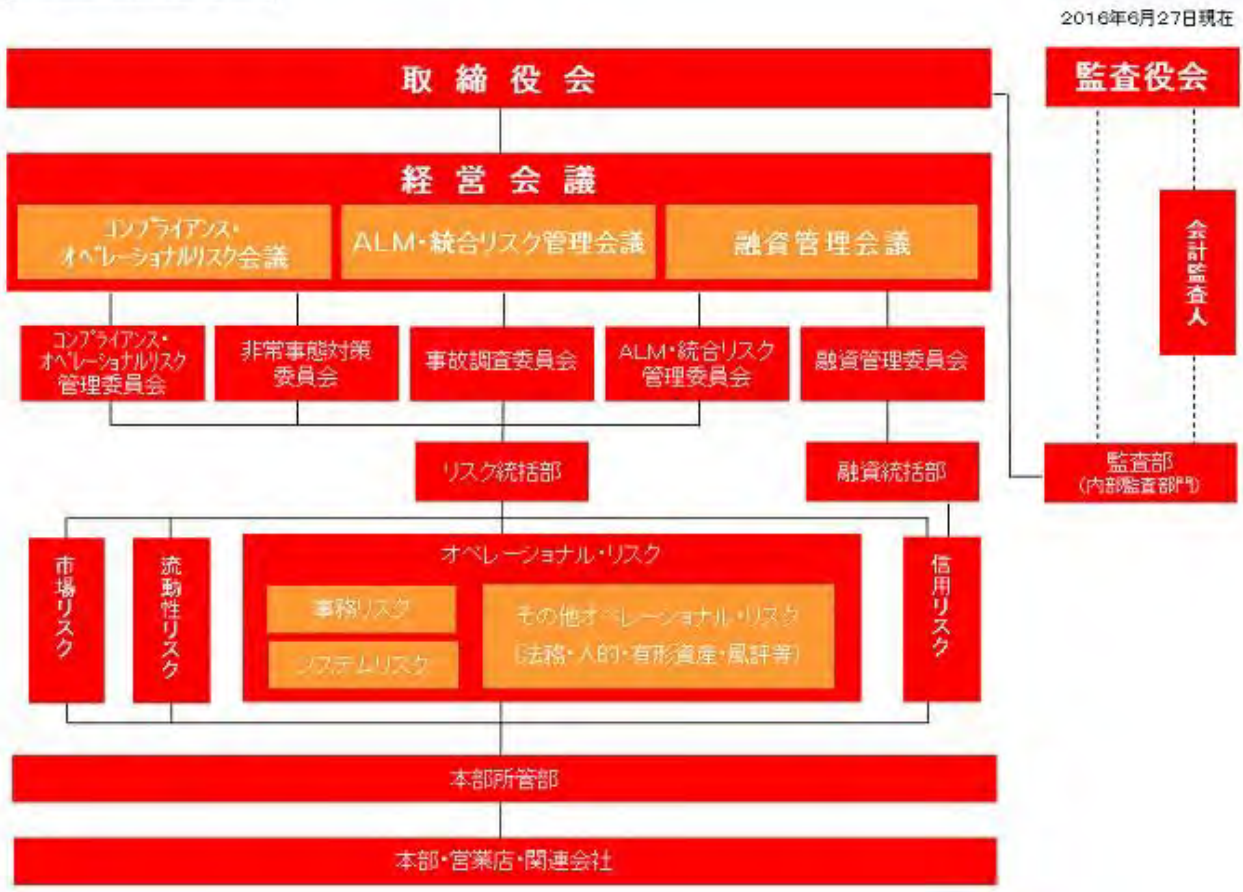

適時開示体制

2016年6月27日現在

